

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

子ども家庭支援課

1 改正理由

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、子ども総合センターの事業に特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を加えるほか、規定の整備をする必要があるため

2 改正内容

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例第3条中第6号として「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業」を加え、以下の各号を繰り下げる。また、第3条第7号中の引用条文について、児童福祉法の改正により条ずれが生じたため「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」に改めるもの

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行期日

葛飾区規則で定める日から施行する。

ただし、第3条第7号の改正（「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」に定める部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例 平成23年3月29日 条例第3号</p> <p>第1条～第2条（省略） （事業）</p> <p>第3条 総合センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)子ども及び家庭に係る総合的な相談に関すること。</p> <p>(2)子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>(3)子ども及び家庭に係る地域における支援活動の推進に関すること。</p> <p>(4)子ども及び家庭に係る実情の把握、情報の提供、調査、指導等に関すること。</p> <p>(5)子どもの発達障害に係る相談及び支援に関すること。</p> <p>(6)子どもの虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）の防止に関すること。</p> <p>(7)養育家庭制度（都道府県が、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する養育里親に委託する制度をいう。）の普及に関すること。</p> <p>(8)母子保健事業に関すること。</p> <p>(9)総合センターの施設の利用に関すること。</p> <p>(10)前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業</p> <p>第4条 以下省略</p> <p>付 則</p>	<p>○葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例 平成23年3月29日 条例第3号</p> <p>第1条～第2条（省略） （事業）</p> <p>第3条 総合センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)子ども及び家庭に係る総合的な相談に関すること。</p> <p>(2)子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>(3)子ども及び家庭に係る地域における支援活動の推進に関すること。</p> <p>(4)子ども及び家庭に係る実情の把握、情報の提供、調査、指導等に関すること。</p> <p>(5)子どもの発達障害に係る相談及び支援に関すること。</p> <p><u>(6)障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p><u>(7)子どもの虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）の防止に関すること。</u></p> <p><u>(8)養育家庭制度（都道府県が、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親に委託する制度をいう。）の普及に関すること。</u></p> <p><u>(9)母子保健事業に関すること。</u></p> <p><u>(10)総合センターの施設の利用に関すること。</u></p> <p><u>(11)前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業</u></p> <p>第4条 以下省略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第3条第7号の改正規定（「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」改める部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>